

第1章 はじめに



滝沢浄水場

第1章 はじめに

1-1. 会津若松市水道事業ビジョン策定の趣旨

今日、各水道事業においては、施設の大規模な更新が必要となる中で、安全で安心な水の供給や災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上等に向けた取り組みが求められるとともに、その基礎となる運営基盤の強化や技術力の確保等が必要とされています。これらの課題に適切に対処していくためには、水道事業者が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが必須です。

本市では、水道事業の長期的な計画であり、水道事業運営の指針となる「会津若松市水道ビジョン」(以下、「現行ビジョン」という。)を平成 19 年4月に作成しました。

その後、人口減少社会の到来や東日本大震災等の大規模な災害への対応等、水道事業が置かれた環境の変化を踏まえて、厚生労働省では平成 25 年3月に「新水道ビジョン」を策定しました。

また、福島県では「福島県水道整備基本構想 2013 福島くらしの水ビジョン～東日本大震災を経て～」が作成されました。

こうした背景により、安全な水を安定して利用者にお届けし続けるために、水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価し、将来においても健全な水道事業経営を進めるために、現行ビジョンの改定を行い、「会津若松市水道事業ビジョン」(以下、「新水道事業ビジョン」という。)を策定するものです。

新水道事業ビジョンでは、利用者や市民の共有財産である水道事業の現状と課題、水需要の見通し等を踏まえて、将来の方向性を示す基本方針を明確にすることによって、今後 50 年、さらには 100 年を見据えた上で、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間の水道事業経営に関する施策目標を定め、今後の水道づくりの指針として示します。

1-2. 会津若松市水道事業ビジョンの位置付け

新水道事業ビジョンは、水道事業の現状と課題、利用者のニーズ及び地震被災による教訓を総合的に整理することによって、基本理念を掲げ、本市水道事業の目指す将来像を示します。

なお、この新水道事業ビジョンの適用範囲は上水道給水区域とし、区域外に設置されている簡易水道区域等の区域は除きます。

また、上位計画である「第6次会津若松市長期総合計画」は、計画期間が平成 19 年度から平成 28 年度となっており、平成 29 年度を初年度とする第7次総合計画は、平成 28 年度中の策定を目指していることから、新水道事業ビジョンが総合計画よりも先行して策定することになります。

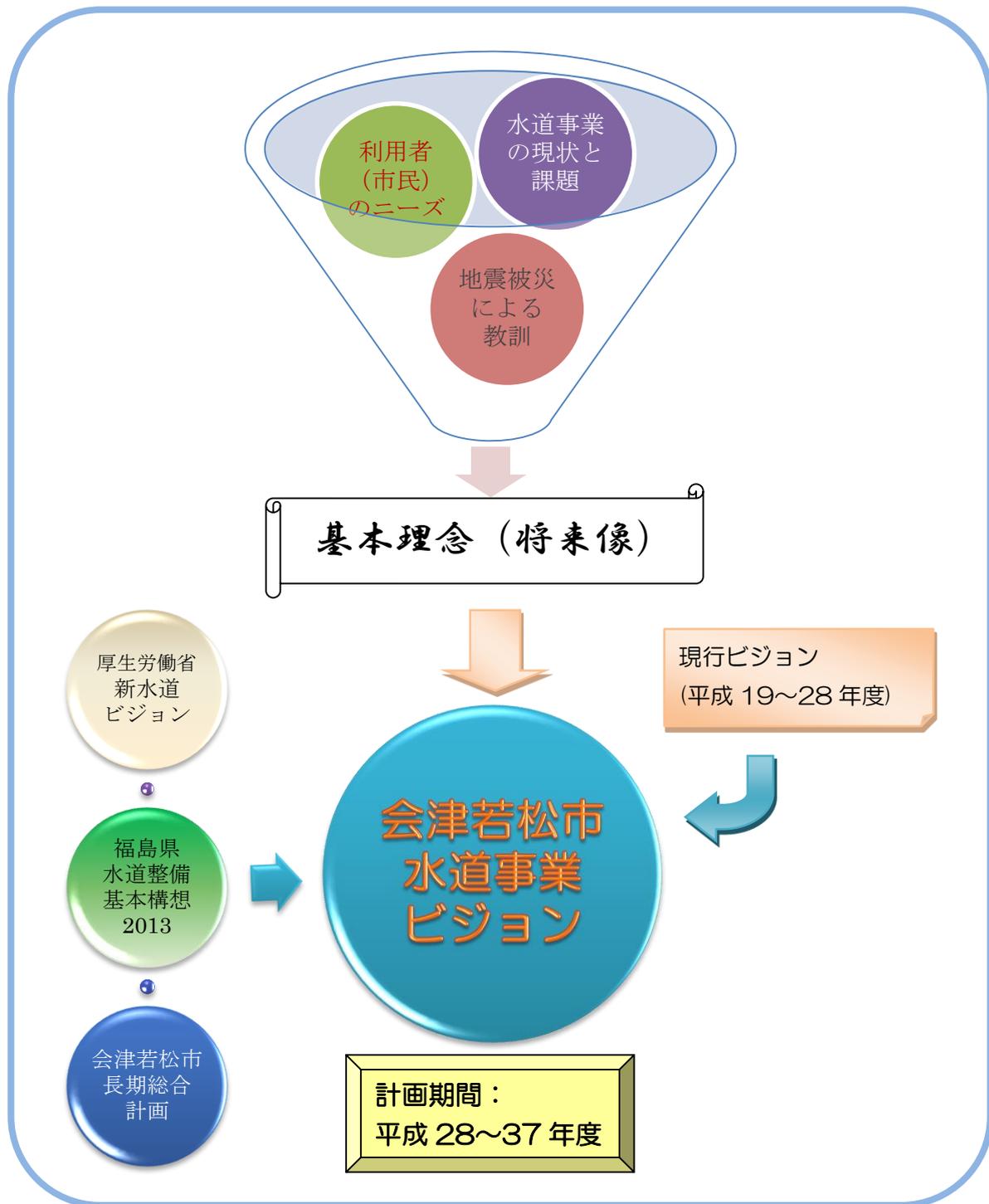


図 1-1 新水道事業ビジョンの位置付け

1-3. 現行ビジョンと国の新水道ビジョン

1) 現行ビジョン

会津若松市は、現行ビジョンを平成19年4月に策定しました。

(1) 策定の趣旨

昭和4年に給水を開始した会津若松市水道事業は、8次にわたる拡張事業を行ってきました。

平成13年2月に、水道事業運営の指針として「水道事業将来ビジョン」を平成13年度から平成22年度の10ヶ年を対象として策定しましたが、国において平成16年6月に「水道ビジョン」が発表され、さらに福島県においては平成18年3月に「福島県水道整備基本構想2005 福島県くらしの水ビジョン」が発表されました。

また、本市においては、平成16年11月の北会津村、平成17年11月の河東町との合併に伴い北会津村水道事業、河東町水道事業及び強清水簡易水道事業を譲受け、会津若松市水道事業の規模が拡大したところでした。

これらの情勢変化に伴い、新たな指針としてのビジョン策定の必要が高まったことから、会津若松市水道事業の将来像を明らかにすることを目的とし、第6次会津若松市長期総合計画との整合性を図りながら新たな「ビジョン」として策定されました。

(2) 名称、期間及び内容

新たな情勢のもとで、将来を展望し、

- ① 安全な水を安定して供給するために
- ② 経営の健全化のために
- ③ 市民サービスの向上のために

を三つの柱として、総合的な水道事業の運営を図るための指針としました。

期間は、平成19年度から平成28年度までの10ヶ年が設定されています。

(3) 内容

このビジョンは、第1編「会津若松市の水道」、第2編「基本計画」とし、会津若松市水道事業の経緯と基本指標を示しながら、市民生活や産業の振興に欠くことのできない安全な水道水を安定的に継続して供給することにより、「住民福祉の向上、社会基盤の整備」を図るための施策の大綱を明らかにするものでした。

2) 国の新水道ビジョン

次に、国の新水道ビジョンの概要について整理します。

水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、厚生労働省では、これまでの「水道ビジョン(平成16年策定、平成20年改訂)」の全面的な見直しを行いました。50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取り組みの目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示した「新水道ビジョン」が策定されました。

ここでは、新水道ビジョンの概要を整理し、会津若松市の現行ビジョンの見直しの基礎資料とします。なお、新水道ビジョンでは水道関係者全般に関して述べられているため、今回は水道事業者に関連する項目について抽出整理しています。

(1) 新水道ビジョンの基本理念

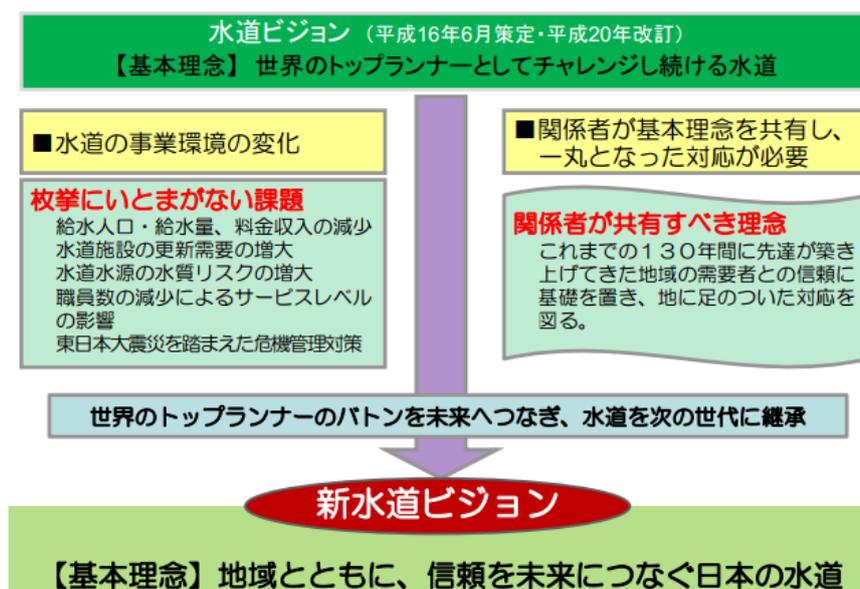
水道をとりまく状況は、水道ビジョンが公表された11年前や改訂された7年前とは大きく変化しています。

一つ目は日本の総人口の減少で、平成22年頃を最大として減少に転じており、今後の人口減少は確定的です。これは、水道にとって、給水人口や給水量が減少し続けることを意味し、それを前提に老朽化施設の更新需要に対応するために様々な施策を講じる必要があります。

もう一つは東日本大震災の経験であり、これまでの震災対策を抜本的に見直しをした対策が喫緊に求められています。

水道を取り巻く時代の転換点において、水道関係者が共有すべき理念を「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」とし、関係者それぞれが取り組みに挑戦することとしています。

以下に、新水道ビジョンの基本理念図について示します。



出典:新水道ビジョン 第2章 新水道ビジョンの基本理念 図-1を引用

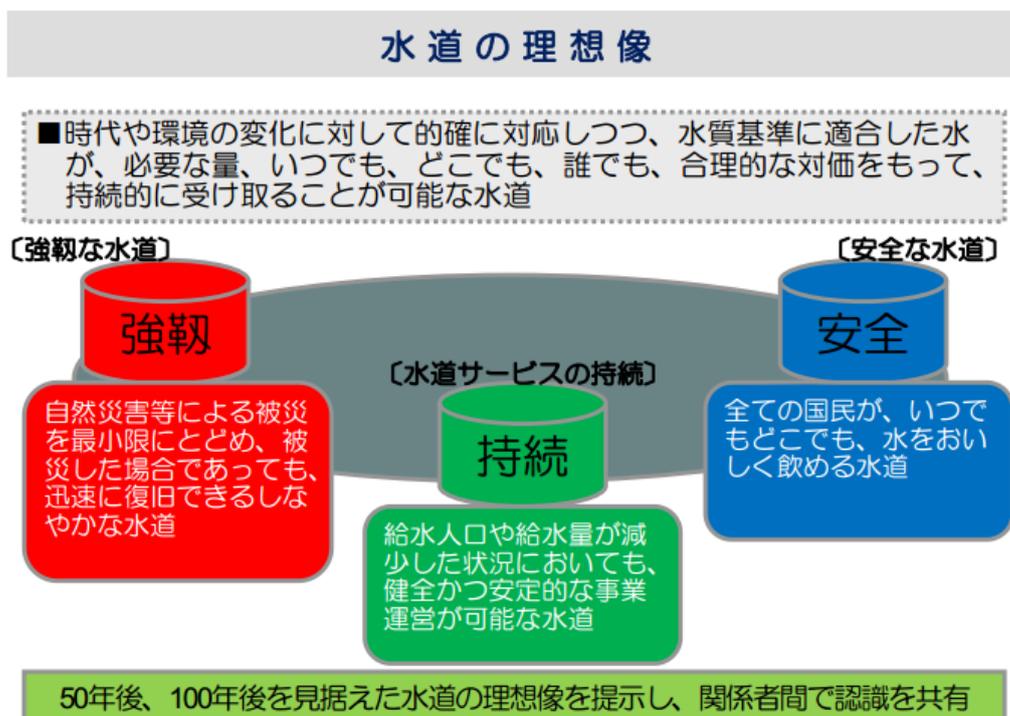
図 1-2 新水道ビジョンの基本理念

(2) 取り組みの目指すべき方向性

利用者にとって望ましい水道とは、時代や環境の変化に的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量で合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道といえます。そして、このような水道を実現するためには、水道水の安全の確保、確実な給水の確保、供給体制の持続性の確保の3つが必要とされます。

新水道ビジョンでは、水道水の安全の確保を「安全」、確実な給水の確保を「強靱」、供給体制の持続性の確保を「持続」と表現し、これら3つの観点から、50年後、100年後の水道の理想像を具体的に示し、これを関係者間で共有することとしています。

新水道ビジョンには、将来を見据えた水道の理想像について、「安全」「強靱」「持続」の点から述べられていますが、ここでは、取り組みの方向性と当面の目標点について、表 1-1 のように整理しました。



出典:新水道ビジョン 第5章 取り組みの目指すべき方向性 図-5 を引用

図 1-3 水道の理想像

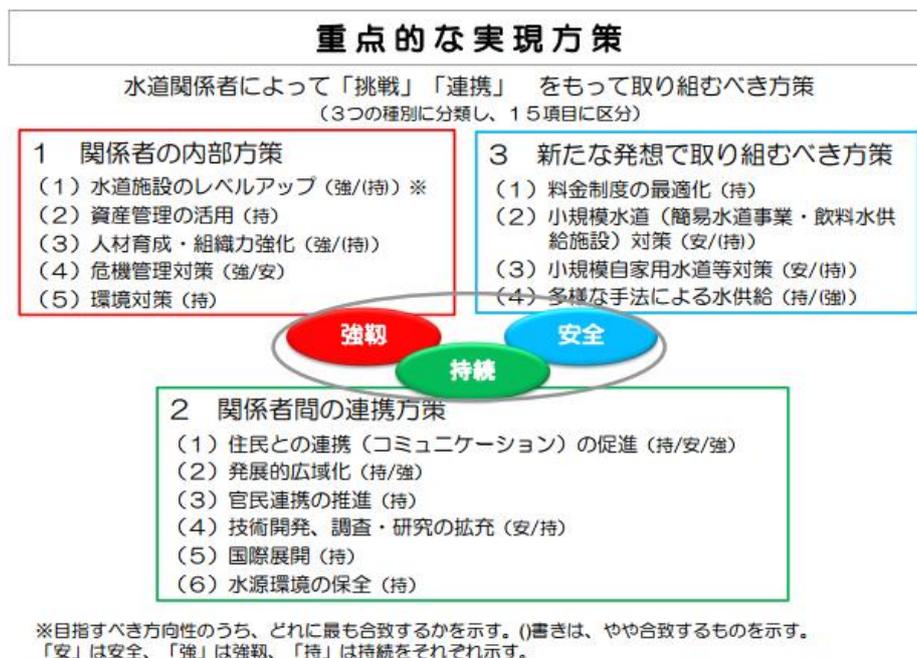
表 1-1 取り組みの目指すべき方向性

	取り組みの方向性	当面の目標点
安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を踏まえた浄水処理の見直し ・取配水システムの再構築や広域的な監視等による水源保全の取り組み ・水質等の情報を利用者に対して広報・周知する体制づくり ・小規模水道及び飲用井戸等の設置者に対して、地域の実情に応じたきめ細かい衛生指導等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情を踏まえた連携によって、小規模水道及び飲用井戸等も含め、全ての水道において、いつでも、どこでも安全な水の確保がなされていること
強靱の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な関係者との連携による応急給水・復旧活動が展開できるよう、移動式浄水機等の管路以外の給水手段の確保 ・水道施設を耐震化する等の対策の他に、水の供給のバックアップ体制を構築、水道施設全体として水の供給が途絶えることのないよう対応 ・水道施設の耐震化を段階的に行う。災害時に最も重要な給水拠点となる災害拠点病院や広域避難所等に供給するための管路、配水池、浄水場について、最優先に耐震化 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等自然災害や不測の事故、渇水、テロなどの事象に対し、総合的な危機管理体制の確立を目指す ・自らの給水区域内で最も重要な給水拠点を設定し、当該拠点を連絡する管路、配水池、浄水場の耐震化を完了 ・当該耐震化された施設が災害時に有効に機能するよう、地元関係行政機関、災害拠点施設、住民等が適切に連携した対応の方針・方策を取りまとめる
持続の確保	<p>(水の供給基盤の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化施設の更新需要に対して、どの施設をいつ更新するのかという計画性をもった資産管理 ・事業規模を段階的に縮小する場合の水道計画論の確立 ・料金金額の見直し、逡増性料金体系の見直し、基本料金と従量料金の関係の見直し等、財政基盤の強化を目指した料金体系全般に対する改善 ・職員数、職員個人の資質・能力の確保。専門性のある職員が担当できるよう、組織体制の確保、強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての水道事業者において資産管理をし、定量的な自己評価を基に将来の更新計画や財政収支の見込みを明らかにする ・利用者に対する情報提供体制、利用者の意見を事業経営に取り入れる体制の整備 ・事業経営の見通しや課題を明らかにした上で、他の水道事業者、民間事業者等と連携した課題解決のための取り組みを実施

出典:新水道ビジョン 第5章 取り組みの目指すべき方向性 より整理

(3) 重点的な実現方策

実現方策については、一つの方策が3つの観点の複数に関係する場合がありますことから、取り組む主体に着目し、その内部的な調整を経て実施できる方策、対外的な連携により実施できる方策、さらに、従来の枠組みにとらわれないことなく、新たな発想で取り組むべき方策に整理して示されています。



出典:新水道ビジョン 第7章 重点的な実現方策 図-6を引用

図 1-4 重点的な実現方策

(4) 関係者の役割分担

中小規模水道事業者においては、今後の厳しい事業環境の中、新水道ビジョンで示す水道の理想像の具現化のため、以下のことが役割として求められています。

- 広域化や官民連携を視野に入れつつ、人材の確保や施設の効率的な配置、経営の効率化など事業の運営基盤を強化する役割が考えられる。
- 近隣水道事業者や水道用水供給事業者と連携して課題等を共有するとともに、その課題解決のため、関係者の内部的な利害得失を克服し、実施可能な方策を積極的に講じていく必要がある。
- 特に現状における課題を特段の問題としていない楽観的な認識で、日々の事業運営に終始している水道事業者においては、早晩に課題が顕在化し、事業運営に行き詰まる可能性に危機感を持ち、多角的な視点から、事業の根本的な見直しを含めた検討や近隣水道事業者との連携に着手すべきと考えられる。